

浦安市規則第77号

浦安市障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受けている障がい福祉サービス事業者に対し、予算の範囲内において、浦安市障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することにより、物価高騰による影響を緩和し、障がい福祉サービス事業所によるサービスの継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「障がい福祉サービス事業所」とは、令和4年10月1日時点において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障がい者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく次の各号に掲げるサービス並びに浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則（平成19年規則第44号）第2条第4号に規定する日中一時支援（以下「障がい福祉サービス」という。）を提供する市内に存する事業所であって、令和4年4月1日から同年9月30日までの間において障がい福祉サービスの提供の実績があるものをいう。

- (1) 居宅介護
- (2) 重度訪問介護
- (3) 同行援護
- (4) 行動援護
- (5) 生活介護
- (6) 短期入所
- (7) 自立訓練
- (8) 就労移行支援

- (9) 就労継続支援
- (10) 就労定着支援
- (11) 計画相談支援
- (12) 移動支援事業に係る移動支援
- (13) 児童発達支援
- (14) 放課後等デイサービス
- (15) 障害児相談支援

(給付金の額等)

第3条 給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第11号又は第15号に該当する事業所 1事業所につき10万円
- (2) 第2条第1号から第10号まで及び第12号から第14号までに該当する事業所 1事業所につき20万円

2 前項の給付金の額は、同一住所地において複数の障がい福祉サービスを提供している場合には、当該障がい福祉サービスに該当する給付金の額のうち最も高いものを給付金の額とする。

3 給付金の交付は、1障がい福祉サービス事業所につき1回に限るものとする。

(給付対象者)

第4条 給付金の交付を受けることができる者は、障がい福祉サービス事業所を運営する事業者とする。

(給付金の申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、浦安市障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請をしなければならない。

- (1) 障がい者総合支援法第29条第1項若しくは第51条の20第1項の規定、児童福祉法第21条の5の3若しくは第24条の28第1項の規定、浦安市障がい者等移動支援事業の実施に関する規則（平成19年規則第3号）第16条の規定又は浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則第15条の規

定による、都道府県知事又は市長の指定を受けたことを証する書類の写し
(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を決定し、その結果を浦安市障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金交付決定通知書（別記第2号様式）又は浦安市障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金却下通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により給付金の交付の決定を受けた事業者は、給付金の交付の請求をしようとするときは、浦安市障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けた事業者があるときは、給付金の交付の決定を取り消すことができる。

(給付金の返還)

第9条 市長は、第6条の規定により給付金の交付の決定を受けた事業者が、前条の規定により交付の決定を取り消され、かつ、既に給付金の交付を受けているときは、期限を定めて当該給付金の返還を命ずることができる。

(適用除外)

第10条 令和4年10月1日時点において、給付金の対象となる障がい福祉サービス事業所が浦安市介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金交付規則（令和4年規則第78号）の規定による浦安市介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金の対象となる介護サービス事業所と同一の住所地にある場合には、この規則は適用しない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。